



2月5日 東地申25号 「ダイヤ改正検証に関する申し入れ」団体交渉を行う!

1. 短時間行路の設定については「働き方の多様化」を鑑み、現場での育児介護勤務利用者や指導担当、当務主務との意見交換を行うとともに 2020 年ダイヤ改正での短時間行路の利用実態などの把握を行い設定すること。また短時間行路については必要以上の設定を行わないこと。

(回答)短時間行路については、線区ごとの輸送形態や箇所の実態に応じて設定している。なお、引き続き状況は把握していく。

組合：2019年ダイヤ改正以降実施されている「乗務員勤務制度見直し」で問題が発生している。育児介護勤務利用者については90%の社員が利用しづらいと回答している。時間設定に問題があり検証すべきである。

会社：朝夕の列車率の多い時間帯に設定し「働き方の多様化」を現場の意見を聞きながら設定している。

組合：家族の協力にも限界がある。本人たちも努力している。事情により乗務できない場合は年休の強制はしないこと。また指導や当務担当の業務が逼迫している。短時間行路が弊害となり休勤も発生している。

会社：育児者には他行路、育児予備を指定し強制的に年休を求めない。指導・当務も業務に支障がある場合には無理に乗務をする必要はない。短時間行路は2018年に示した目的が基本である。

2. 自分の仕事に関心を持ち、職場に事前に示されたダイヤ改正のクロスの閲覧を希望した組合員にはクロスを見ることの出来る環境を整えること。

(回答)業務上の必要性を鑑み、対応していく考えである。

組合：自分の仕事に関心を持つことは、業務に関して視野を広げ、組合員の成長やキャリアイメージ・ビジョンなどにつながる。そして成長が会社の発展に貢献すると考えている。

会社：社員の成長につながることは否定するものではない。

組合：現場での管理者や計画担当者とコミュニケーションの幅を広げるとともに、人材育成の観点から乗務員勤務制度やクロスの考え方など学習することは重要である。

会社：ダイヤ改正までの期間は短い。管理者や担当者の業務に支障が出ないようにし社員成長やコミュニケーションを進めていく考えである。

組合：クロスの閲覧に組合員への差別はないのか？ 会社：ない。

3. ダイヤ改正は「労働条件の変更」であり職場での作業効率向上や、問題点の把握、特殊作業の把握などを行うとともに、営業職場では終電帯の接続や体制変更など様々な職場での対応が発生することからプレス発表前に提案として提示をすること。

(回答)ダイヤ改正は労働条件の変更とは考えていない。なお、ダイヤ改正に関する情報については、これまでも必要な社員周知を行ってきたところである。

組合：乗務員職場ではジョブローテーションによる異動などで現場ではスケジュールを組みにくくなっている。営業職場で終電の接続や車内貫通作業など業務に支障が出てきている。現場への情報提供をできる限りするべきである。施設電気も含め職場全体の労働条件が変わる。受け止めるべきである。

会社：会社線や全体の進め方もある。支社としても考えをまとめたものを可能な限り早い段階で情報提供をしていく考えである。

4. 「変革のスピードアップ」なども示され今後、輸送に関する考え方の変更も打ち出されていることや、各線区、各職場での「労働条件の変更」が行われることを鑑み、ダイヤ改正に関して各職場での検討時間を確保するため、プレス発表後ただちに労働組合への提案を成案になった職場から早急に行うこと。

(回答)これまでと同様に扱うこととなる。

会社：これまでとは、関係支社間との調整がある。クロスは全体運用に関係する問題となる。また変更があった場合に修正提案をすることは会社としては望ましくない。そのため成案になったものから提案を言うことでなく全体が把握できた段階で提案を行っている。組合への提案も可能な限り早い段階で提案する努力をしてきている。

組合：関係支社との調整もあるが東京支社がイニシアチブをとりダイヤ改正を進めていくべきである。現場での検討時間を確保するべきである。できる限り早い段階で提案することを確認する。